

《制度廃止について》

Q 1 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年5月8日から5類感染症に変更されるとのことですが、飲食店第三者認証制度はいつまで継続されますか。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に見直された場合、国が定める新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針も廃止されます。

飲食店第三者認証制度は、この基本的対処方針に基づく感染症対策の一つとして実施していた制度になりますので、基本的対処方針の廃止に合わせて飲食店第三者認証制度も令和5年5月8日に廃止となります。

Q 2 新規及び更新の申請はいつまで受け付けますか。

新規及び更新の申請受付は、令和5年2月28日までで終了しました。

令和5年度に新規及び更新の申請を新たに受け付ける予定はありません。

Q 3 令和5年5月8日時点では、認証取得又は更新からまだ1年が経過していませんが、認証の期限はどうなりますか。

令和5年5月8日に制度そのものが廃止になりますので、（認証取得又は更新から1年が経過していなくても）認証の期限は令和5年5月7日までになります。

Q 4 認証制度の廃止に伴い何か手続が必要になりますか。

辞退届等の提出は不要ですが、令和5年5月8日になりましたら、速やかに認証ステッカーの掲示をやめていただくようお願いします。

Q 5 認証制度が廃止になるということは、今後は飲食店において感染対策はとらなくてもよいということですか。

県が基準を定めて認証する制度は廃止されますが、新型コロナウイルス感染症がなくなるわけではありませんので、今後も基本的な感染対策（換気の徹底、こまめな手洗い・手指消毒の励行、3密の回避など）への御協力をお願いします。